

令和5年度茅ヶ崎市家庭的保育事業等指導監査実施方針及び重点事項について

1 指導監査実施方針

適切な施設の運営の確保と福祉サービスの質の一層の向上に向けて、児童福祉法及び子ども・子育て支援法をはじめとする関係法令、市条例及び要綱等に基づき指導監査を実施します。

(1) 一般指導監査

ア 定期指導監査

茅ヶ崎市家庭的保育事業等指導監査実施要綱第2条第2項第2号の年間指導監査実施計画に基づき、原則として年1回指導監査を実施します。

イ 臨時指導監査

定期的な指導監査以外に、調査・確認などが必要と認められる場合には、臨時に実地において指導監査を実施します。

(2) 特別指導監査

正当な理由がなく一般指導監査を拒否した場合、一般指導監査によっても指摘事項の改善が認められない状況が継続した場合、事業運営等に重大な問題がある場合等に、随時実地において指導監査を実施します。

2 指導監査重点事項

利用者の人権を侵害する事件や事故等を未然に防止するための取り組み、防災・防犯対策、感染症対策を重点事項として指導監査で確認します。

(1) 人権侵害等の防止に向けた取り組み

- ア 虐待防止に係る具体的かつ効果的な取り組み（定期的な自己点検、組織的な支援体制、研修の実施など）
- イ 事故防止、事故への適切な対応及び再発防止対策への取り組み
- ウ 苦情解決体制の整備、利用者への周知の取り組み など

(2) 防災・防犯対策

- ア 実態に応じた防災計画の見直し、非常災害対策計画に基づく避難訓練の実施状況、災害発生時の地域との連携 など
- イ 施設の実情に応じた防犯体制の見直し状況、地域関係機関との連携 など

(3) 感染症対策

- ア 感染症対策の管理体制、感染症発生時の対応 など